

「別表3」 弊社における環境管理・作業環境管理の状況は下表のとおりです。

対象年		主な石綿関係法規及び概要	実施年	当社における環境管理・作業環境管理実施内容
1960	昭和35年	「じん肺法」制定	昭和35年	・じん肺健康診断の実施
1971	昭和46年	「労働基準法下に特定化学物質等障害予防規則(特化則)」制定	昭和46年	・安全衛生委員会の定期開催(1回/月) ・局所排気装置等設備の設置を行い、集塵装置の管理を徹底
1972	昭和47年	「労働安全衛生法」制定 ・昭和46年に制定された特化則が労働安全衛生法下に特化則として取り込まれた。	昭和50年	・特定化学物質等作業主任者の選任 ・石綿等特定作業場の作業者の健康管理及び環境整備の徹底
1975	昭和50年	「特定化学物質等障害予防規則(特化測)」改正 ・石綿含有率5%超の製品を規制(石綿含有製品として扱う) ・特殊健康診断の義務化(石綿取扱者6ヶ月毎の実施義務) ・作業環境測定法の制定 ・石綿粉じん管理濃度 $5f/cm^3$ と規定(作業環境評価基準) ・石綿等作業の記録(30年保存) ・吹付け石綿の原則禁止	昭和51年	・検定済防塵マスク着用の徹底(工場原料調整場・加工場及び施工現場等の作業者) ・一般、特殊健康診断の実施(各事業場に於いて定期実施) 石綿規制実施細則(社内規定)の制定及び作業環境改善の推進
1976	昭和51年	「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」 ・石綿粉じん管理濃度 $2f/cm^3$ (指導)	昭和62年	・安全衛生委員会・石綿対策委員会の定期開催(1回/月) ・特定化学物質等作業主任者資格取得の推進 ・局所排気装置、除塵装置の定期自主検査の実施 ・作業環境測定の実施(2回/年):基準値以下 ・石綿等作業記録個人票の作成 ・工場作業場の環境整備
1988	昭和63年	「作業環境評価基準(労働省告示第79号)」改正 ・石綿粉じん管理濃度 $2f/cm^3$ と規定(作業環境評価基準)	昭和62年	石綿含有製品の表示及び取扱い注意事項を記載した製品出荷カードを作成
1989	平成1年	「大気汚染防止法・同施行規則」改正 ・特定粉じんとして石綿が規定され、石綿製品製造工場の敷地境界における石綿粉じん濃度 $10f/l$ と規定 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」改正 ・特定粉じんに係わる公害防止管理者の選任を規定	平成1年	・敷地境界粉じん濃度測定の実施(2回/年):基準値以下
1990	平成2年	「マニフェスト導入の行政指導(厚生省)」	平成1年	・特定粉じん発生施設の設置等の届出 ・特定粉じん公害防止管理者の選任 ・石綿含有製品にaマーク表示(業界自主基準に基づき実施)
1991	平成3年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 ・特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定	平成3年	・廃石綿等(マスクフィルター、集塵バック等)の密閉保管と特別管理産業廃棄物処理の徹底 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
1992	平成4年	「石綿含有建築材料の施工作业における石綿粉じんばく露防止対策の推進」	平成4年	・喫煙場所の規制 ・施工現場での石綿粉じん飛散防止の推進(集塵機付きカッター及び集塵機の使用を義務づけ)
1995	平成7年	「労働安全衛生法施行令・同規則」及び「特化則」改正 ・カシトライト、アモサイト使用、輸入等の禁止 ・石綿含有率1%超の製品を規制(石綿含有製品として扱う)	平成4年	
1996	平成8年	「労働安全衛生法施行令」及び「労働安全衛生規則」改正 ・離職者に対する健康管理手帳の交付	平成12年	・MSDSの作成及び配布 ・工場作業員へのMSDS内容についての周知徹底
1999	平成11年	「化学物質管理促進法(P.R.T.R法)」制定 ・特定第一種指定化学物質としてP.R.T.R制度の対象物質の指定	平成14年	・P.R.T.R初回報告
2000	平成12年	「労働安全衛生法」改正 ・MSDS制度(化学物質等安全データシート)として石綿が対象となる	平成16年	石綿含有製品の生産中止
2004	平成16年	10月、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」により 石綿含有製品(建材製品等)の製造等の禁止	平成17年	解体、改修作業員への特別教育実施
2005	平成17年	「作業環境評価基準(労働省告示第369号)」改正 ・作業環境管理濃度 $0.15f/cm^3$ に変更 「石綿障害予防規則」制定	平成17年	